

入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します。

記

1. 政府電子調達システムの利用

本工事は、府省共通の「政府電子調達システム」(<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/0ZA0101>)を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。
ただし、「紙」による入札書等の提出も可とする。

2. 競争入札に付する事項

- | | |
|---|---|
| (1) 工事名 | 佐世保合同庁舎冷却塔修繕工事 |
| (2) 工事概要 | 佐世保合同庁舎屋上に設置している冷却塔に係る部品交換等の修繕 |
| (3) 工事場所 | 長崎県佐世保市木場田町2番19号 佐世保合同庁舎 |
| (4) 工期 | 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで |
| (5) 入札参加申込書及び
申出書等の提出期限 | 令和7年10月20日17時まで |
| (6) 委任状の受領期限 | 令和7年10月23日17時まで |
| (7) 入札書及び工事費
内訳書の受領期間 | 令和7年10月22日9時から
令和7年10月23日17時まで（必着）
紙による提出の場合は、平日9時から12時及び13時から17時 |
| (8) 開札の日時及び場所 | 令和7年10月24日10時
長崎県佐世保市木場田町2番19号 佐世保合同庁舎6階
福岡財務支局長崎財務事務所佐世保出張所 会議室 |
| (9) 上記(5)から(8)については、政府電子調達システムにおいて障害が発生した場合には、別途通知する日時に
変更する場合がある。 | |

3. 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 令和7・8年度財務省北九州地区（福岡財務支局・門司税關・長崎税關・福岡国税局）競争参加資格審査において、業種区分が「管工事」の「A」又は「B」等級に格付けされ、責任をもって工事を完成することができる者。
なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者（以下「更生手続等開始申立者」という。）については、手続開始の決定後、競争参加資格の再審査を受けていること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 更生手続等開始申立者（上記(1)の再審査を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（分任支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (6) 当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (7) 当該地方支分部局の所属担当官が行った入札の結果、落札者又は落札候補者となりながら正当な理由なくして契約を締結しなかった者でないこと。
また、当該契約内容に適合した履行がなされないとそれがあると認められ落札者とならなかつた者でないこと。
- (8) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される

者であること。

4. 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

長崎県佐世保市木場田町 2 番 19 号 佐世保合同庁舎 1 階

福岡財務支局長崎財務事務所佐世保出張所 管財課 合同庁舎管理係（電話 0956-22-0398）

(2) 入札書及び工事費内訳書の提出場所 上記(1)に同じ

5. 入札説明書、入札参加申込書、申出書等及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所

入札説明書等は「調達ポータル」(<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>)で交付する。

なお、紙による入札説明書等の交付を希望する場合には、以下の日時及び場所で交付する。

(1) 日時 令和 7 年 10 月 1 日 9 時から令和 7 年 10 月 17 日 17 時まで

※土曜日、日曜日及び祝日等の閑庁日を除く

(2) 場所 上記 4. (1)に同じ〔令和 7・8 年度財務省北九州地区（福岡財務支局・門司税関・長崎税関・福岡国税局）競争参加資格審査等級決定通知書の写しを持参すること。〕

6. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除 ただし、落札者又は落札候補者が契約を結ばないときは、賠償金として入札金額の 100 分の 5 を徴収する。

(2) 契約保証金

免除

7. 入札書の記載金額について

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

8. 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。また、内訳書の提出がない者のした入札及び内訳書の内容に不備があった者のした入札は原則として無効とする。

9. 契約書作成の要否

契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

以上公告する。

令和 7 年 10 月 1 日

分任支出負担行為担当官

福岡財務支局長崎財務事務所佐世保出張所長 尾崎 淳二